

秋田市測量等入札制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市および上下水道局が発注する測量、建設コンサルタント業務等に次条に掲げる業務（以下「測量等」という。）の請負契約を締結する場合の公募型指名競争入札、要件付一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、当該資格の審査および業者の選定等に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業種区分)

第2条 入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の申請を受け付ける業種区分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務（不動産鑑定業者、土地家屋調査士および司法書士を含む。）
- (6) 下水道管等清掃業務
- (7) その他

(参加資格)

第3条 入札の参加者の資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要な資格を有していること。
- (4) 資格審査の申請をする年の1月1日（以下「審査基準日」という。）の直前の2営業年度に入札に参加を希望する業務の営業実績があること。
- (5) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者でないこと。

(資格審査の申請)

第4条 市長は、資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出させるものとする。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- (2) 測量等実績調書
- (3) 技術者経歴書
- (4) 営業所一覧表
- (5) 申請者が法人である場合においては、商業登記簿の謄本、個人である場合においては、身元証明書又はこれの写し
- (6) 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し

- (7) 申請者が法人である場合においては、審査基準日の直前1年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書ならびに株主資本等変動計算書および個別注記表、個人である場合においては、審査基準日の直前1年の各営業年度の貸借対照表および損益計算書
- (8) 市税納税証明書等
- (9) 入札、契約等の権限を代理人に委任する場合は委任状
- 2 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、前項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号、第3号および第6号に掲げる書類、同項第4号および第7号に掲げる書類に準ずる書類ならびに定款又は寄附行為を提出させるものとする。
- 3 前2項の場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める書類をもって第1項第2号、第3号および第5号に掲げる書類ならびに同項第4号および第7号に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができるものとする。
- (1) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録されている者をいう。）
建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- (2) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録されている者をいう。）
地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- (3) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に規定する登録簿に登録されている者をいう。）
補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- 4 第1項第1号から第7号までに掲げる書類の様式は、「建設工事及び測量等（測量・建設コンサルタント等）に係る資格審査申請書類の一部改正についての中央公共工事契約制度運用連絡協議会の申合せ」による統一様式によるものとする。
- 5 申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

（資格審査）

- 第5条 市長は、申請者について、第2条に掲げる業種区分ごとに、第3条に掲げる入札参加資格の有無について別に定めるところにより資格審査を行うものとする。
- 2 資格審査は、2年に1回定期の審査を行うものとし、月に1回追加の審査を行うものとする。

（資格者名簿への登載）

- 第6条 市長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者（以下「有資格業者」という。）については、測量等有資格業者名簿に登載するものとする。
- 2 市長は、有資格業者（第2条第6号および第7号の業務に係る有資格業者を除く。）のうち秋田市内に主たる営業所を有する者については、次の各号に掲げる項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与して、前項の登載を行うものとする。
- (1) 審査基準日の直前2年の営業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
- (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- (3) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者（業種区分に応じ、別表1の有資格者の欄に掲げる者をいう。）の数
- (4) 審査基準日までの営業年数

3 測量等有資格業者名簿の有効期間は、次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

(変更の届出)

第7条 市長は、有資格業者が第4条の規定に基づき提出した申請書等に変更があった場合においては、速やかに建設工事等入札参加資格審査申請書変更届によりその旨を届け出させるものとする。

(入札参加資格の取消し等)

第8条 市長は、有資格業者のうち次の各号の一に該当する者について、入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 第3条第1号、第2号、第3号又は第5号に定める資格を満たさないこととなった者

(2) 営業を廃止した者

2 市長は、有資格業者が虚偽の申請等により入札参加資格を受けたと認められる場合は、当該業者に対し、入札参加資格を取り消し、又は1カ月以上12カ月以内の期間を定めて指名を停止することができるものとする。

(選定基準)

第9条 市長は、測量等の業務を入札に付そうとするときは、当該業務に対応する有資格業者のうちから業者を選定しなければならない。なお、測量業務を入札に付する場合は、第6条第2項により付与した総合点数で実施設計額に対応する別表2に区分される者のうちから選定するものとする。

2 前項の規定により選定する業者の数は、5人以上とする。ただし、業務の種類、内容等によりこれにより難いと認められる場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、入札に付する業務が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定による者以外の者のうちから選定することができる。

(1) 第1項の規定による者の数がきわめて少数となる業務

(2) 災害その他の理由により緊急に履行する必要がある業務

(3) 特別な技術を要する業務

(4) 大規模な業務

(5) 当該業務の種類、内容、市内に主たる営業所を有する業者の履行能力等を勘案し、第1項の規定により難いと認められる業務

4 市長は、業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意し、選定が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

(1) 不誠実な行為の有無および安全管理の状況

(2) 信用度

(3) 当該業務における技術的適性

(非選定者への理由説明)

第10条 市長は、有資格業者から選定されない理由について書面により説明を求められた場合は、次条に定める委員会又は部会の議を経て、書面により回答するものとする。

(委員会および部会)

第11条 測量等の業務に係る業者の選定、随意契約による場合の相手方の選定その他事務の執行につ

いて必要な事項を審議する機関は、秋田市工事請負業者選定要領第2条に定める秋田市工事請負業者選定審議委員会（以下「委員会」という。）および秋田市工事請負業者選定審議部会（以下「部会」という。）とする。

- 2 委員会は、実施設計額が1,000万円以上の業務および特に重要な業務について審議する。
- 3 部会は、上下水道局の部会の案件を除く実施設計額が50万円を超え1,000万円未満の業務について審議する。
- 4 上下水道局の部会の案件について、秋田市上下水道局工事等請負業者選定要綱に定めのない事項は、本要綱を準用し事務を執行する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、第2条から第8条までの規定は、平成9年5月1日以降に行う指名業者の選定等に関する事務処理について適用する。
- 3 第3条第4項の規定は、平成10年5月1日以降に行う指名業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月13日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月16日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行し、同年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

別表1（第6条関係）

業種区分	有資格者
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者、1級建築士の免許を受けている者（構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く）、又は2級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18の建築設備士である者および公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「機械設計」、「流体機器」又は「機構ダイナミクス・制御」とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、情報工学部門もしくは応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）に合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門および情報工学部門にあつてはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力（APEC）が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者、建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）および環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者および線路主任技術者資格者証の交付を受けている者ならびに一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）もしくは応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者および一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

補償関係コンサルタント業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、および一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
---------------	--

備考 平成30年度以前に技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「交通・物流機械及び建設機械」とするものに限る。）、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門の「流体力学」もしくは「交通・物流機械及び建設機械」又は農業部門の「農業土木」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者は、土木関係建設コンサルタント業務における有資格者に該当するものとみなす。

別表2（第9条関係）

総合点数	実施設計額
200点～300点	200万円以上
150点～199点	100万円以上 200万円未満
110点～149点	100万円未満